

第5章 地域福祉活動計画

1

福祉に携わる人を増やす・支える人を支える

地域福祉を推進していくためには、活動の担い手が欠かせません。地域福祉への意識を高める啓発活動や養成講座、福祉教育を通じて地域を支える人材を、地域の人たちで育成していくことが目標です。

社会福祉協議会は、すべての住民が「おたがいさま」の気持ちで地域福祉活動に関わっていけるように援助し、その活動を支えています。

<一人ひとりの役割>

- ・ 趣味や特技を活かして、地域の活動に積極的に参加する。
- ・ ご近所の人たちの困りごとを少し気にしてみる。
- ・ 手助けできる範囲で自分にできるボランティア活動をはじめる。

<地域の役割>

- ・ 地域活動に関する情報をわかりやすく発信する。
- ・ ゴミだし支援などの日常の生活課題に対して地域ごとに考えてみる。
- ・ 地域のふれあいを通じて、思いやりの心を地域全体に広げていく。
- ・ 防災意識を高めながら災害時の助け合いの体制づくりを強化する。



問題当事者 (課題対象分類)	住民全般	高齢者全般	要介護・支援	単身・高齢者のみ	介護者・家族
	障害児者全般	知的障がい	身体障がい	精神障がい	その他障がい
	子育て世帯	乳幼児	小・中学生	一人親家族	サロン参加者
	災害被災者	低所得者	生活保護世帯	長期療養者	ひきこもりの人
	介護事業所	集落(地域)	転入者・外国人	企業・商店	ボランティア

強化項目(施策・事業)	1 福祉・介護人材不足の解消
<p>介護事業者が抱える問題として、介護職員等の確保、定着は喫緊の課題となっています。国の処遇改善施策の充実が図られているものの地元の若手人材が育っていない現状があります。介護職員の高齢化が進む中で、将来にわたり安心して活躍できる職種として介護職のイメージアップを図ることが業界のテーマとなっています。</p>	

課題・困りの声等	現状(2019年度現在)の姿	5年後(2024年度現在)の姿
①介護サービス提供事業者では求人を出してもほとんど応募がない。	⇒介護職員の処遇改善が不十分。事業所も経営的に人件費を上げられない。 ⇒介護のイメージが悪い(仕事がきつい) ⇒全職種に占める割合は多くないが何とか事業は維持できる人材がある。 ⇒人材不足・経営赤字に悩む事業所が多い。 ⇒労働人口全体が圧縮する時代にあつて更に介護人材を増やすこと自体が難題。	⇒介護職員が安心して自信を持って仕事ができる環境が作られている。(子育て世代でも休みが取りやすく定時に帰宅できるなど) ⇒専業主婦や仕事をしていない若年層など短時間労働も活用する。 ⇒ロボット化・AI化が進み職員の負担が軽減する。 ⇒外国人労働者の採用も消極的にならないこと。 ⇒介護の世話にならない。(軽度の人が増え)保険料が低下している。 ⇒介護職場に明るさが増えた。
②介護職員の離職率は比較的高く、若年層の定着が弱い。(職員の高齢化)	⇒介護の現場では、ワークライフバランスを意識した職場づくりが進められているが、夜間勤務や交代勤務に困難を示す職員が増えている。	⇒高校大学の長期の休みは、実習ではなくアルバイトとして受け入れる。 ⇒メディアを使った前向きなイメージアップを図る。(インカムを使用している姿を見た学生が恰好よかったという学生がいた。) ⇒求人プロモーションは、若い介護職員が担当する。
③学生の実習受け入れが少ない。将来介護の仕事を目指す人が減っている。	⇒小中学校の職場体験やボランティア学習は定期的に受け入れているが次につながらない。 ⇒子どもたちにとって、福祉や介護の仕事が夢のある職業になっているかが問われる。	⇒ほのぼのサロン、生活支援サービス、居場所運営を支える人たちを育成するための支え合いの担い手研修はシリーズ企画で開催する。
④地域での介護予防や支え合いの活動を行うためのサポーターが少ない。	⇒町や社協では、支え合いの担い手養成講座を開いて、支える側の人材育成を図りたいという思いはあるが、受講希望が弱いという課題がある。	

実施主体	町(健康福祉課・教育総務課)・学校・社会福祉法人(連絡会)・介護事業所等
<p>(実施方法)</p> <p>◇介護人材の問題を解決するためには、「介護のイメージアップ」と「処遇の改善」が必要とされます。まずは、町と一体となった人材養成を本格的に実施していくことが将来の安心につながります。地元の若者が、福祉・介護の分野に関心を持ってもらうためのイベント開催や企画作りを進めるための対策委員会なども考えられます。</p> <p>◇在宅で家族の介護をしてきた方が介護現場の即戦力として再就職できるような仕組みが必要です。(経験者優遇=在宅介護も含むなど)</p> <p>◇生活支援サービスをつくるための支え合いの担い手養成は、地域支え合い推進員を中心に毎年開催していきます。</p>	

問題当事者 (課題対象分類)	住民全般	高齢者全般	要介護・支援	単身・高齢者のみ	介護者・家族
	障害児者全般	知的障がい	身体障がい	精神障がい	その他障がい
	子育て世帯	乳幼児	小・中学生	一人親家族	サロン参加者
	災害被災者	低所得者	生活保護世帯	長期療養者	ひきこもりの人
	介護事業所・施設	集落(地域)	転入者・外国人	企業・商店	ボランティア

強化項目(施策・事業)	2 地域福祉活動の担い手の育成
<p>社協では、ボランティアに関する支援を行っていますが、新たにボランティアをしてみたいといった問い合わせ等はほとんどないのが現状です。現に活動している方の高齢化が進み、今後、地域の福祉活動を推進していくためのボランティア育成が必要となっています。ボランティアに対する意識の醸成やきっかけづくり、さらにはスキルアップを目的とした講座の開催などを通し、地域福祉活動の担い手がなぜ必要なのか、また、ボランティアの意義を発信していきます。</p>	

課題・困りの声等	現状(2019年度現在)の姿	5年後(2024年度現在)の姿
①ボランティアの必要性を町民が認識していないのでは。(地域柄、消極的な方が多い)	⇒ボランティア活動を行っている組織が少ない。 ⇒さりげない日常生活の中でボランティアをしている方もいる。 ⇒地域や施設にとってボランティアの方の支援力は大きいと実感している。 ⇒果たしてボランティアとはそもそも何かを問われることもある。	⇒ボランティアの必要性、重要性が浸透している。
②人や地域のためになることをしたいと思っているが、どのような活動の場があるかわからない。趣味や特技を活かせる場所を探している。	⇒ボランティア活動することが周囲から変わり者と見られると気にしている人も存在する。 ⇒災害以外の日常のボランティアをしたいという方向けの情報不足している。 ⇒社協へのボランティア登録制度の意味がなくなっている。	⇒社協にセンター機能を作り情報収集やマッチング機能を高める。 ⇒ボランティア同士のネットワークが広がり、協議会等の組織化も検討される。
③退職して時間ができたのだが、ボランティアをはじめるときっかけがない。どのように始めたらよいかかわからない。	⇒65才～70才の方でも就労の時代となりボランティアの担い手の育成は課題となっている。 ⇒ボランティアセンターがないため、相談機関がわからない状態。	⇒高齢者の生きがいづくりとしてボランティア活動が活発になり高齢者が生き生きしている。 ⇒ボランティア入門講座の受講によってきっかけづくりの機会が増えている。
④子供たちがボランティアと関わる機会が少なくなっている。	⇒地区の公民館や学校教育での活動が中心となっている。	⇒夏休みボランティア体験が各関係機関の協働により実現している。

実施主体	社協・福祉活動団体・福祉施設・教育委員会・ボランティア・飯豊少年自然の家
<p>(実施方法)</p> <p>◇地域活動の担い手として、アクティブシニアの参加を推進していくために、活動の入り口となる入門講座を町や社協が中心となりながら開催します。</p> <p>◇子供たちがボランティア活動に関わる機会として、夏休み期間中等に体験型のボランティアイベントを開催します。既存のボランティア実践者や福祉施設の協力を得て多様なプログラムを作成します。</p> <p>◇体験型のプログラムを通して、受け入れ側の態勢づくりについてもしっかりとしたノウハウを築きます。</p>	

問題当事者 (課題対象分類)	住民全般	高齢者全般	要介護・支援	単身・高齢者のみ	介護者・家族
	障害児者全般	知的障がい	身体障がい	精神障がい	その他障がい
	子育て世帯	乳幼児	小・中学生	一人親家族	サロン参加者
	災害被災者	低所得者	生活保護世帯	長期療養者	ひきこもりの人
	介護事業所	集落(地域)	転入者・外国人	企業・商店	ボランティア

強化項目(施策・事業)	3 福祉教育の推進と充実
--------------------	---------------------

町内の小学校を対象とした福祉教育の実践は、現在「おじいちゃん・おばあちゃんへの絵手紙コンテスト」が主なもので高齢者(祖父母)への理解や相手を思いやる「福祉の心」を育てています。地域福祉を推進していくためには、思いやりの心をもって助け合うという子どもの頃からの意識づけが重要であり、教育やふれあい活動、体験学習を通じて福祉への理解と関心を深められるよう取り組むことが重要です。小学生に限らず、あらゆる年齢層の福祉教育の推進が求められています。

課題・困りの声等	現状(2019年度現在)の姿	5年後(2024年度現在)の姿
①世帯分離や核家族が増え、家庭内での福祉教育ができていない家庭が増えてきているように感じる。思いやりの心を持って助けあうことを教えなくては。	⇒子どもたちと祖父母や地域の高齢者とのふれあいの場が少なくなっている。 ⇒大人が高齢者や弱者をいたわる姿を見せていない。 ⇒学校教育の中で福祉への理解が進まない。	⇒家庭や地域の中で高齢者や弱者をいたわる姿をみて育ち、子どもたちが思いやりをもって人に接することができる。 ⇒福祉教育は、子どもたちの自己肯定感を高めるツールであることを教育機関と福祉が共有できている。
②障がい者の理解を広げるため、点字などの学習は聞かれるが、障がい者の発表などを聞く機会があればより有効では。	⇒地域の障がい者や高齢者と触れ合う機会がなかなか少ない。	⇒児童生徒の社会福祉施設での交流の機会が増えている。
③地域や企業で活用できる福祉教育のプログラムがあると良い。	⇒「高齢者」「アイマスク」「車いす」の疑似体験が中心となっている。	⇒「手話」の体験プログラムを考案している。
④祖父母への絵手紙コンテストを続けてほしい。	⇒絵手紙コンテストは、全児童が応募する夏休み課題の定番となり、家族の絆づくりに一役かっている。 ⇒単身高齢者の増加傾向もあり、地域共生が大きな課題になっている。	⇒絵手紙コンテストだけでなく、様々な場面で福祉を意識したイベントが開催される。(地区文化祭で福祉体験発表、福祉映画鑑賞等)

実施主体	社協・福祉活動団体・福祉施設・教育委員会(小中校)・高校・ボランティア
-------------	-------------------------------------

(実施方法)
 ◇町内すべての小学校で福祉体験学習を実施できるように、各学校に対して事業説明を行います。また、学習のねらいを達成できるように効果的なプログラムを提案します。
 ◇おじいちゃん・おばあちゃんへの絵手紙コンテストは、全児童からの応募をキープできるようにこれまで通り実施します。
 ◇福祉教育をより広域で推進していくために、新たに地域講師として当事者や住民の参画、専門職の協力が得られるように協議していきます。

問題当事者 (課題対象分類)	住民全般	高齢者全般	要介護・支援	単身・高齢者のみ	介護者・家族
	障害児者全般	知的障がい	身体障がい	精神障がい	その他障がい
	子育て世帯	乳幼児	小・中学生	一人親家族	サロン参加者
	災害被災者	低所得者	生活保護世帯	長期療養者	ひきこもりの人
	介護事業所	集落(地域)	転入者・外国人	企業・商店	ボランティア

強化項目(施策・事業)	4 避難困難者及び災害ボランティアへの支援
<p>災害時において、自ら避難することが困難な避難行動要支援者の把握及び個別支援計画の必要性が叫ばれています。また、災害に強い地域づくりに向けて、地域特性に応じた防災・減災活動に住民が積極的に関わることに加え、災害時におけるボランティアセンターの役割も年々変化するとともに、進化が求められています。</p>	

課題・困りの声等	現状(2019年度現在)の姿	5年後(2024年度現在)の姿
①災害時において、住民の円滑な避難の確保を図るため、支援を要する方々(避難行動要支援者)を平時時から住民が把握できていない。	⇒避難行動要支援者名簿が作成されているが、必要な個人情報の利用及び支援体制の構築に課題がある。 ⇒災害発生時の名簿の提供先等について、地域と連携が図られていない。	⇒避難行動要支援者への支援対策や「個別支援計画」が整備されている。 ⇒災害の際、誰でも駆け込める施設を決めサインを掲示する。
②障がいのある人が地域の防災訓練に参加できるような支援や環境作りがいつまでも改善できない。	⇒地域ごと自主防災訓練を行っているが不参加の方は毎年同じ状況である。	⇒避難に困難がある方が積極的に訓練に参加できる環境になっている。
③住宅環境の変化により広報車等の声やサイレンが聞こえづらい。	⇒災害用の防災ラジオは配布、設置されたが日々の注意啓発情報は届かない住民もいる。	⇒防災ラジオの使用方法がしっかりマスターされ、非常時の情報がみんなに行き渡るようになっている。
④被災した場合まずどうすべきか住民一人ひとりが考えているかが問題。	⇒避難場所が分かっても自力で行動できるか、誰か助けてくれるか等、はっきりわからない。 ⇒結局行政頼みになっている。	⇒緊急メールの随時送信及び防災ラジオによる情報発信などにより住民への連絡が適切に行われている。
⑤地元が被災した時に災害ボランティアセンターはしっかり機能するかが心配。	⇒社協ではボランティアセンターの設置運営マニュアルが策定されているが、しっかりした訓練が行われていない。 ⇒町では福祉避難所として「美の里」「ひめさゆり荘」「福祉の里めざみ」を指定しているが受け入れ訓練はこれから。	⇒災害発生時、ボランティアの受け入れ訓練及び要介護状態の避難所運営訓練を実施する。 ⇒被災地となった場合に外部のボランティアを受け入れ、支援を受けるための受援力を高めておく。 ⇒社協が設置する災害ボランティアセンターの運営をサポートできる機関とのネットワークづくりを進める。

実施主体	町(総務課・健康福祉課)・学校・社会福祉法人・介護事業所
<p>(実施方法)</p> <p>◇災害時に「避難行動要支援者名簿」を有効活用するためには、町関係機関内及び町と地域の避難支援等関係者との間で名簿の活用体制を構築しておくことが最も重要であるため、しっかりした情報共有ができるようにします。</p> <p>◇社会福祉施設の防災訓練が効果的に行われるように、施設と消防署等との連携強化を図ります。</p> <p>◇災害ボランティアセンターは、社協が責任をもって立ち上げられるものであるが、様々な関係機関の協力のもと設置できるよう顔の見える関係づくりを大切にしていきます。</p>	

問題当事者 (課題対象分類)	住民全般	高齢者全般	要介護・支援	単身・高齢者のみ	介護者・家族
	障害児者全般	知的障がい	身体障がい	精神障がい	その他障がい
	子育て世帯	乳幼児	小・中学生	一人親家族	サロン参加者
	災害被災者	低所得者	生活保護世帯	長期療養者	ひきこもりの人
	介護事業所	集落(地域)	転入者・外国人	企業・商店	ボランティア

強化項目(施策・事業)	5 介護予防の取り組みの推進
<p>本町では、らくらく筋トレ教室やサロン活動の推進等によって、介護予防の取り組みについて強化を進めてきました。今後は、高齢者だけでなく中高年からの介護予防や健康維持への意識醸成について積極的に取り組み、介護のお世話にならない層を増やしていくことが重要です。また、誰もが地域で安心して生活できるよう家族や支援者を含め、みんなで気軽に集まれる「認知症カフェ」や「地域の居場所」づくりが進められています。</p>	

課題・困りの声等	現状(2019年度現在)の姿	5年後(2024年度現在)の姿
①介護予防に対して意識が低い人も多い。周知がまだ必要。	⇒60歳代から楽しみながら、筋トレ教室に参加している方が増えている。 ⇒仕事が忙しくなかなか介護予防に気が向かない男性が多い。	⇒らくらく筋トレ教室の利用が促進され、介護のお世話になる方(要介護認定率)が低下している。
②集落の問題や地理的な条件が整わないため、サロンの開設が難しい地域がある。	⇒ほのぼのサロン17拠点、いきいきサロン17拠点、ゆうゆうクラブ5拠点が高齢者の閉じこもり防止と地域の介護予防を支えている。 ⇒いきいき百歳体操の取り組みも推進しており、現在21か所で活動している。 ⇒地域の居場所が町内2ヶ所、温泉サロンが1ヶ所開設し、サロン空白地域の高齢者の通いの場となっている。	⇒サロン、いきいき百歳体操に取り組む集落数が維持され、参加者も減っていない。 ⇒地域の居場所や老人クラブ活動で介護予防の取り組みが積極的に取り入れられている。
③移動手段がないために、ほのぼのサロンなどの通いの場に参加できない人も出ている。	⇒ほほえみカーの活用や地元メンバーの送迎により対応してきたが、参加者の高齢化と担い手の不足によりフォローしきれない状態が見られている。	⇒助け合いの移送や介護予防活動に参加する方のための新たな送迎サービスが確立されている。
④要支援認定者の多くは、生活機能は維持されているが、総合事業の受け皿がないため、従来型通所介護と同じく併用型のサービスを受けるしかない状態。	⇒通所型サービスAが、社協内で提供できるようになっている。(2020年1月から)	⇒要支援者の割合が一定数を占めているため、要支援者向けのミニデイサービスなどが充実している。 ⇒運動機能を向上させることを目的とした短期間集中型の新たなプログラム提供が行われている。

実施主体	町(健康福祉課)・学校・社会福祉法人・介護事業所
<p>(実施方法)</p> <p>◇介護予防は、「要介護認定につながらないための予防」と「要支援から要介護に移行しないための予防」との二つの策が存在するが、前者については、らくらく筋トレ教室の利用者増を中心に事業の周知に力を入れていきます。</p> <p>◇高齢者にとって、集まりの場、通いの場があることが介護予防として最も有効なものといえるため、それらの資源を作り、また存続できるよう町や社協がしっかりと支援していきます。</p>	

問題当事者 (課題対象分類)	住民全般	高齢者全般	要介護・支援	単身・高齢者のみ	介護者・家族
	障害児者全般	知的障がい	身体障がい	精神障がい	その他障がい
	子育て世帯	乳幼児	小・中学生	一人親家族	サロン参加者
	災害被災者	低所得者	生活保護世帯	長期療養者	ひきこもりの人
	介護事業所	集落(地域)	転入者・外国人	企業・商店	ボランティア

強化項目(施策・事業)	6 高齢者のこころと体の健康増進
<p>高齢者のしあわせは、ひとえに長生きというわけではなく、平均寿命を延ばすことを目標として健康づくりの催しや取り組みが展開されています。生活習慣病が増加している中で、生活の質を重視し、長くなった寿命を「心身に障害のない期間」として、健康で自立して暮らすことができること、すなわち「健康な長寿」を実現していくための取り組みは益々重要な課題です。</p>	

課題・困りの声等	現状(2019年度現在)の姿	5年後(2024年度現在)の姿
①健康診断をしっかり受けていない人が心配。家族が医療機関からの呼び出しがあっても応じない。	⇒現在も将来も「健康・病気について」不安に思っている人が多い。 ⇒町の特健康診査の受診率は高まっている。(30年度=57.2%)	⇒生活習慣病予防のための勉強会などが定期的に開催され、健康に対する意識が高まっている。 ⇒高齢者の長期入院を抑制するデータが蓄積されている。
②運動能力が低下しないよう自らスポーツで汗をかいたり、トレーニングしたりすることが苦手な人がある。	⇒グラウンドゴルフ、パークゴルフ、ゲートボールが人気。 ⇒山登り、ウォーキング、筋トレが60歳代に増えている。	⇒地域スポーツクラブ「キララ」への参加、関心が高まる。 ⇒グラウンドゴルフ、パークゴルフ、ゲートボール等の競技人口が増える。 ⇒地区単位で高齢者の趣味、スポーツのクラブやサークルが立ち上がる。(スポーツ盛年団)
③疎外感を感じやすくなるのか、老年期に入って社交性を欠くなどメンタルの面で心配される仲間がいる。	⇒会社を退職し、地域生活に移行した時に、うつ状態になるなど高齢期のメンタルヘルスにつまずいている人もいる。 ⇒老人クラブへの入会も拒否、集落行事やサロンにも参加しない、高齢者の引きこもりも珍しくない。	⇒老人クラブや地域の公民館活動が活発化され、高齢者が元気に社会参加する社会が保たれている。 ⇒高齢期のメンタルヘルスに着目した講習会が定期的に開催される。
④男性の一人暮らしなどは、食事の支度が面倒で1日2食という方も見られている。	⇒独居や高齢者世帯になると、食事が単調になり、買い物や調理がおっくうになる、食事の回数が減る、といった特徴が確実にみられている。 ⇒栄養バランスが崩れがちな方に対してサポートしてくれる専門職が少ない。	⇒町の保健師、栄養士による食生活指導が見直される。 ⇒食生活改善推進員や栄養士会の会員等の活躍が一層高まる。

実施主体	町(健康福祉課)、社協、老人クラブ、地域スポーツクラブ、サロン等
<p>(実施方法)</p> <p>◇町民の健康づくりを推進する機関として、総合型地域スポーツクラブ「キララ」もあるため、高齢者も積極的に参画し、子供たちとの交流を通じた運動の場を実現することを理想とします。</p> <p>◇高齢になると体力や身体能力が低下するなどの変化が見られ、気持ちの落ち込みなど精神的に不安定になる人も多いため、共通する趣味やスポーツを通して誰かとつながり活動することが求められるため、地域にシニアのクラブチーム・サークル活動の立ち上げや老人クラブ活動を活性化するための取り組みを行います。</p>	

2

地域に助け合いを増やす・信頼と満足のある福祉を築く

困りごとを早期に発見したり、困っている人と支援できる人をつなぐような仕組みを地域につくりたいものです。また、同じ思いの人同士をつなげたり、情報を上手につなぐことで地域福祉の取り組みが、より一層進化していきます。

社会福祉協議会は、地域福祉を高めていく基盤として、日ごろからのつきあいの中で信頼関係を築きあげられるような機運づくりを行います。

<一人ひとりの役割>

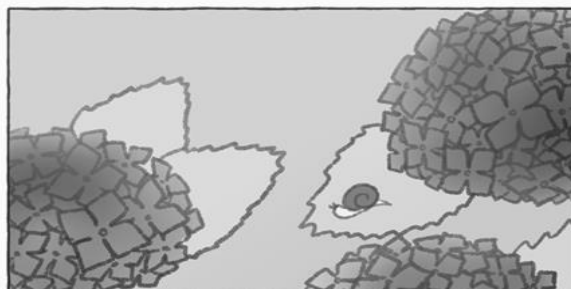
- ・近隣の一人暮らしの世帯などに安否確認の声掛けや話し相手になる。
- ・困ったときに気軽に相談できる人をつくるよう心掛ける。相談機関を把握する。
- ・いつもと違う気になることがあれば、声をかけあう。

<地域の役割>

- ・高齢者世帯や障がい者世帯などを地域全体で見守る。
- ・日常生活の中で、変化や気づきがあれば民生委員や関係機関につなぐ。
- ・地域の力だけでは解決できないことは、社会福祉協議会などに相談する。

<関係団体の役割>

- ・団体として取り組めること、協力できる福祉活動（地域貢献）について考える。



問題当事者 (課題対象分類)	住民全般	高齢者全般	要介護・支援	単身・高齢者のみ	介護者・家族
	障害児者全般	知的障がい	身体障がい	精神障がい	その他障がい
	子育て世帯	乳幼児	小・中学生	一人親家族	サロン参加者
	災害被災者	低所得者	生活保護世帯	長期療養者	ひきこもりの人
	介護事業所	集落(地域)	転入者・外国人	企業・商店	ボランティア

強化項目(施策・事業)	7 地域によるアクションプランの推進
<p>地域が抱える福祉課題は様々です。それぞれの地域の実情に応じて住民が主体的に情報を共有し、課題解決に向けて取り組みを始めることが地域共生社会の実現のためには必要不可欠です。日常の中で、声掛けや助け合いなど身近な範囲の中で趣味や生きがい、ひいては悩みまでを共有しあいともに支え合う関係作りから着手していくことが望まれます。地域を元気にするためのアクションプランづくりを支援していくことは福祉分野でも大きな課題となっています。</p>	

課題・困りの声等	現状(2019年度現在)の姿	5年後(2024年度現在)の姿
①座談会や集りを設けても集まる人は少ない。協力的な人は限定される。	⇒各家庭に印刷物が沢山届けられるが内容を理解しているとは限らない。	⇒高齢者が増える中で言葉で伝える事をプラスして情報の共有に努めたい。
②集まりの呼びかけ人だけでなく、活動そのものが面倒である。	⇒地域に関心が少ない。 ⇒提案もなければ、批判や不満もないという方が多い。	⇒住んでいる地域を大切にするといった愛着心が若い世代に育っている。
③地域の中で様々な行事が無くなってきている。	⇒一時的な理由で消滅したイベントがある。 ⇒準備する人、片づける人、集まる人が少ないので「ヤハハエロ」なども縮小しているところがある。	⇒誰にとっても楽しみや役割がある地域。 ⇒無くなった行事の復活も見られている。
④自分が困っているときにどんな助けをしてほしいか、また、困っている人にどんな手助けができるか考えることもない。	⇒国では「我が事・丸ごと」の地域共生社会の実現に向けた動きが本格化している。 ⇒社協が実施する「集落ワークショップ」で、それらの話し合いを行っている。	⇒他人事になりがちな福祉の問題を誰もが意識できるようなセミナーが増えている。 ⇒地域の中で「ありがとう(おしょうしな)」の言葉が増えていること。

実施主体	住民、自治会、社協、福祉活動団体、福祉施設、ボランティア
<p>(実施方法)</p> <p>◇集落ワークショップなどの開催を通じて、住民が自分たちの地域の現状や福祉課題について共通認識を持つための場づくりを進め、地域を元気にする方策や地域が抱える課題解決のプロセスを整理するなどのアクションプランづくりを行政、社協が支援します。</p> <p>◇地域で行う具体的な福祉活動及びアクションプランの実行、実現にむけて、施設や関係機関団体との連携を図るため地域福祉コーディネーターがそのつなぎ役として活躍します。</p>	

問題当事者 (課題対象分類)	住民全般	高齢者全般	要介護・支援	単身・高齢者のみ	介護者・家族
	障害児者全般	知的障がい	身体障がい	精神障がい	その他障がい
	子育て世帯	乳幼児	小・中学生	一人親家族	サロン参加者
	災害被災者	低所得者	生活保護世帯	長期療養者	ひきこもりの人
	介護事業所	集落(地域)	転入者・外国人	企業・商店	ボランティア

強化項目(施策・事業)	8 家族介護者への支援
<p>本町では、在宅介護者の支援施策として居宅サービスを利用した場合に、利用者負担金の全部又は一部が助成される「在宅介護支援事業」により経済的負担の軽減が図れています。また、家族介護者のリフレッシュを目的とした「リフレッシュ券」の進呈や家族介護教室の定期開催を継続的に行なっていますが、介護者のニーズの変化等によって今後求められる支援のあり方が問われています。</p>	

課題・困りの声等	現状(2019年度現在)の姿	5年後(2024年度現在)の姿
①居宅サービスを受けるまでの手続きが分からない方が多い。	⇒在宅から居宅サービス利用につなげるまでご家族の悩みや迷いがある。	⇒介護保険事業の前後の部分の窓口を広げる。
②施設入所を希望しているが制度要件を理由に在宅で介護するしかない。	⇒家族構成から居宅サービスだけでは、支え切れないケースもある。 ⇒施設入所の希望が増えている。	⇒在宅介護の支援施策が充実している。
③精神的に追い詰められて本人や家族にあたってしまうことがしばしば。	⇒家族介護者のためのリフレッシュ事業として、温泉入浴と食事のパック券が進呈されている。	⇒介護者の精神的負担軽減のための取り組みがはじまる。(保健師の巡回等)
④介護離職したのは後悔していないが、在宅介護がこんなにお金がかかると思っていなかった。	⇒在宅介護支援事業として、居宅サービス利用者は負担金の一部助成を受けることができる。	⇒職場環境として介護休暇、休業制度を堂々と利用できる社会になっている。
⑤家族介護教室が開催されているのはわかるが、日程が合わず参加できない。	⇒年間6回の家族介護教室が定着している。 ⇒曜日をずらすなど参加できるように工夫されているが1回あたり10名足らずの参加にとどまっている。	⇒家族介護教室に参加できない人に対して、通信等を使った情報提供ができるようになる。

実施主体	町(健康福祉課)・学校・社会福祉法人・介護事業所
<p>(実施方法)</p> <p>◇家族介護者の負担軽減措置は以前より充実しているといえるが不十分なところもある。介護者のニーズに沿った支援が構築されるように関係機関と研究していく必要があります。</p> <p>◇居宅サービスの基盤整備が在宅介護を応援していくうえで欠かせないため、介護事業所の健全経営に向けた支援対策を強化します。</p>	

問題当事者 (課題対象分類)	住民全般	高齢者全般	要介護・支援	単身・高齢者のみ	介護者・家族
	障害児者全般	知的障がい	身体障がい	精神障がい	その他障がい
	子育て世帯	乳幼児	小・中学生	一人親家族	サロン参加者
	災害被災者	低所得者	生活保護世帯	長期療養者	ひきこもりの人
	介護事業所	集落(地域)	転入者・外国人	企業・商店	ボランティア

強化項目(施策・事業)	9 地域福祉を支える財源の確保
<p>住民が主体となって行われるこのような活動の財源は、補助金や寄付金などで構成されていますが、町社協では地域住民から自主財源となる会員会費のご協力をいただいております。そのほか、共同募金を活用した財源確保の取り組みが中心となり、近年、新しい寄付の形として、自動販売機やキャラクター資材を活用した募金活動も広がっています。</p>	

課題・困りの声等	現状(2019年度現在)の姿	5年後(2024年度現在)の姿
①社会福祉のために寄付したい場合、どこにしたら良いかわからない。	⇒町や社会福祉協議会に相談することが多い。社協では使途目的ごとに基金があるので寄付者の思いに応じて寄付できるようになっている。 ⇒赤い羽根共同募金などは金額によっては、表彰制度がしっかりしている。(500万円以上紺綬褒章、100万円以上厚生労働大臣表彰)	⇒町民が寄付しやすい仕組みがわかりやすく広報されていること。 ⇒寄付者が満足感を得られる福祉が身近に感じられること。
②NPO、福祉団体が活動を行う上で助成を受けられるものがあれば教えてほしい。	⇒町社会福祉協議会ホームページの民間助成金情報に全国版をリンク掲載している。 ⇒共同募金として、事業の立ち上げに際し申請できるものが存在するほか、「テーマ型募金」が新たにスタートしている。	⇒社会福祉協議会に気軽に相談することができる。
③寄付すると税の優遇措置が得られると聞いたが、手続きや計算が面倒くさい。	⇒社会福祉法人への寄付は優遇措置が受けられる。 ⇒町社会福祉協議会ホームページの民間助成金情報に、リンク掲載しているものがあるが、複雑で分かりにくい。	⇒福祉に対する税の優遇措置についてみんなが知っている。
④福祉イベントの参加費やサービスの多くは無料や低料金が多いのでは。受益者負担が妥当では。	⇒飲食を伴うものは、相当額の負担が多い。 ⇒福祉サービスそのものが“思い”だけで行われている場合が多い。	⇒低所得の方も含まれるようなものは、協力金を募るなどの工夫がある。 ⇒単独世帯の見守りなどは遠方家族に有料のサービスとして提案することもある。
⑤地域福祉のためにチャリティゴルフ大会等のイベントを開催したいと思っているがどこに相談したらよいかわからない。	⇒災害復興のためのチャリティが多い。 ⇒企業協賛の冠をつけた大会開催は比較的多い。(〇〇杯)	⇒地域の福祉を推進するためのチャリティ行事が増えている。

実施主体	社会福祉法人、商工会、共同募金委員会、学校、企業、住民等
<p>(実施方法)</p> <p>◇地域福祉推進の中核的な役割を担う社会福祉協議会において、地域福祉のための財源確保を目的に住民会費をお願いする制度があり、今後、世帯数の減少などによって減収が予測されるものの、基準の引き上げではなく、寄付の呼びかけを中心に対応します。</p> <p>◇赤い羽根共同募金が地域で福祉活動を行う人のための支えとなるよう普及宣伝を一層強化します。</p>	

問題当事者 (課題対象分類)	住民全般	高齢者全般	要介護・支援	単身・高齢者のみ	介護者・家族
	障害児者全般	知的障がい	身体障がい	精神障がい	その他障がい
	子育て世帯	乳幼児	小・中学生	一人親家族	サロン参加者
	災害被災者	低所得者	生活保護世帯	長期療養者	ひきこもりの人
	介護事業所	集落(地域)	転入者・外国人	企業・商店	ボランティア

強化項目(施策・事業)	10 共助・公助による地域除雪の取り組み推進
<p>高齢者世帯の冬期間の暮らしにおいて、除雪ができない等の福祉課題は、当該世帯の増加と共に年々深刻化しております。町では、公助による助成費の支給制度のほか、業者手配の支援、更には高齢者世帯を対象とした宅道除雪を実施しています。また、各地区ごとに結成される除雪隊活動への支援も充実している。今後、それらの取り組みを補完する仕組み作りや「自助」を支える環境作りなど、新たな地域での助け合いが必要といえます。</p>	

課題・困りの声等	現状(2019年度現在)の姿	5年後(2024年度現在)の姿
①除雪機が購入できない。無いと恥ずかしい。	⇒除雪機購入の補助制度はない。 ⇒近隣同士が共同して購入している事例も聞かれる。	⇒除雪機がなくても近隣同士がシェアできる仕組みが見られている。
②福祉的な相談も含め通報できる「雪対策専門ダイヤル(仮)」が必要。休みの日も対応してほしい。コーディネートしてくれる人がいない。	⇒倒壊の恐れがあるのに気づかない高齢者の住居もある。 ⇒施設から一時的に崩壊の危険がある住居に戻るケースもある。	⇒除雪にかかわる相談窓口が統一されていないことが解消されている。 ⇒地域の実情に応じ、身近なところで相談できる相手がいる。
③若者の除雪作業に対する意識が弱い。	⇒多世代同居家族の多くは、高齢者が除雪係になっている。 ⇒若い世代は除雪体験の機会がない。 ⇒中部地区では地域の高齢者宅の除雪を親子で体験する行事がある。	⇒若者を対象とした除雪道場的な体験の場が広がる。 ⇒地域に除雪を通じた交流の場が存在する。
④家族で除雪できる人がいない。除雪を依頼したいが、業者に支払うお金がない。	⇒病気や障がいを含め自分たちで除雪ができない方に対する支援について、主に民生委員が対応している。 ⇒高齢、障がい者世帯に対して町の施策として業者手配及び費用助成制度がある。	⇒危険を伴う屋根の雪下ろしなどを業者に依頼しやすくなるような仕組みがある。 ⇒高齢者世帯などは、近隣の親族などのサポートが入るように促しを続ける。
⑤既存の住民主体のボランティア除雪では間に合わないときがある。	⇒高齢者の日常生活を支える生活支援サービスの開発が地域ごとに進められている。 ⇒除雪隊が結成されている地域がほとんどであるが、担い手不足も聞かれている。	⇒除雪ボランティアの担い手養成講座が開かれている。

実施主体	町(健康福祉課・地域整備課・企画課)・集落支援員・社協等
<p>(実施方法)</p> <p>◇地域住民による助け合いの除雪支援が効果的に行えるように新たなサービスの開発について研究を続けます。</p> <p>◇高齢者世帯などの除雪に関する不安や悩みが解消できるように相談支援体制の確立とコーディネート等の支援を高めていきます。</p> <p>◇若者の除雪離れ(親任せ)を回避するため、除雪体験のイベント開催を地域ごとに実施します。</p>	

問題当事者 (課題対象分類)	住民全般	高齢者全般	要介護・支援	単身・高齢者のみ	介護者・家族
	障害児者全般	知的障がい	身体障がい	精神障がい	その他障がい
	子育て世帯	乳幼児	小・中学生	一人親家族	サロン参加者
	災害被災者	低所得者	生活保護世帯	長期療養者	ひきこもりの人
	介護事業所	集落(地域)	転入者・外国人	企業・商店	ボランティア

強化項目(施策・事業)	11 単身高齢者等を対象とした支援の拡充
<p>単身高齢者に対する支援施策を進めるべく、65歳以上の方全てを対象とする必要性があるかの問題があります。また、頻繁に家族や友人から訪問を受ける方や比較的近所に家族や親戚が暮らしている場合も多いため、当該世帯に対する見守り支援のあり方については一律的な対応ではなく、個別に必要な対応が求められています。</p>	

課題・困りの声等	現状(2019年度現在)の姿	5年後(2024年度現在)の姿
①単身高齢者のための会食サービスの参加者だけでなく事業を支えるボランティアの高齢化が見られる。	⇒会食サービスは、現在、食改、婦人会、民生委員の方等が調理ボランティアとして協力している。 ⇒送迎問題もあり1回あたりの参加は、実質15人前後となっている。 ⇒単身高齢者の全てに会食サービス事業の趣旨が伝わっておらず、参加しやすい内容への見直しが必要とされている。 ⇒参加者が固定しているため新しく参加する方が遠慮してしまう。	⇒地域の資源を活用しながら、会食サービスを公民館単位等で開催していく。(子ども達との交流、料理講習会とのコラボも) ⇒外食の機会を増やすため例えばケアハウス等の食堂などで格安のランチ提供など。 ⇒デイサービス送迎以外の時間帯において送迎車を活用した買い物支援を導入させる。 ⇒男性の一人暮らしに対し、料理や栄養助言を指導する新たな訪問型のサービスができる。
②特に食事を作るのが大変である。	⇒配食サービス(業者提供)を利用している人もいる。	
③単身高齢者であっても、周囲とつながりが深く、必ずしも支援の対象としない方も存在する。(65歳になったからといって高齢者扱いをしてほしくないという人も)	⇒単身高齢者が必ずしも孤立、つながりが薄いとは限らないため一律的な単身高齢者支援には問題がある。(実質一人暮らしとしてカウントするのに問題がある) ⇒民生委員や近隣住民等による見守り支援が十分な世帯とそうでない世帯が存在する。 ⇒単身者に限った問題でもないが仕事中心の人間関係から退職後地域の輪にうまく入っていけない人もいる。 ⇒65歳以上でも現役で働いていたり生きがいを持って活動している人が多い。 ⇒常に外部へ発信できる人と引きこもってしまうタイプの人がいる中で一律に考えるのは難しいのが現状。	⇒年齢に関係なく、やりたい人がやりたいことを実現できている。 ⇒元気な高齢者が弱者の見守りを行っている。 ⇒地域巡回型の見守り、支援の在り方について、個々に応じて支援が注がれる。 ⇒単身当事者同士で支援し合える仕組みがある。 ⇒行政と地域が一体化した支援が充実し住みやすくなった。
④緊急時の不安が大きい。	⇒町の事業として新しい緊急通報装置(警備会社委託)の設置が行われている。	⇒民生委員だけでなく、地域の人が気にしてくれる体制ができてきている。
⑤近くに家族がいても面倒を見られない。	⇒家族関係が悪い場合、近くに親族が住んでいたとしても関わりを持たないことがある。	⇒近隣家族が少しでも支援できる環境をつくる。(働きかけ) ⇒世帯の状況によっては有料で見守ってもらうシステムが出来ている。
⑥単身者は増えるばかり、単身にならないための予防的支援や取り組みも必要。	⇒個別の対応は必要であるが、自助の意識向上が必要なケースもある。	⇒一人暮らしの親を呼び寄せた家族への報奨制度を検討する。 ⇒一人暮らしの共同生活も検討。

実施主体	町(健康福祉課等)・社協・不動産業者・公民館(まちづくりセンター)住民等
<p>(実施方法)</p> <p>◇単身高齢者の世帯数は、増加傾向にあるが、周囲との関係が著しくない世帯については、しっかりと見守り支援が必要といえます。これまで、一律機械的に一覧化してきた支援対象の枠からはみ出る世帯はあっても、個別の状況に沿った福祉のかかわりに転換していきます。</p> <p>◇会食サービスは、全町開催から地区別開催方式への移行を進め、単身世帯に限らない高齢者の食の交流を目指します。</p> <p>◇男性の単身高齢者等に、料理や栄養指導する新たな訪問型サービスを総合事業の一環として構築します。</p>	

問題当事者 (課題対象分類)	住民全般	高齢者全般	要介護・支援	単身・高齢者のみ	介護者・家族
	障害児者全般	知的障がい	身体障がい	精神障がい	その他障がい
	子育て世帯	乳幼児	小・中学生	一人親家族	サロン参加者
	災害被災者	低所得者	生活保護世帯	長期療養者	ひきこもりの人
	介護事業所	集落(地域)	転入者・外国人	企業・商店	ボランティア

強化項目(施策・事業)	12 高齢者等における適切な「住」の確保
--------------------	-----------------------------

団塊の世代が高齢化し、単身又は夫婦のみの高齢者世帯が大幅に増加する中で、高齢者が安心して暮らせる住まいと生活に係るサービスの拡充が求められています。年金のみの生活で家族からの援助がない世帯において、住宅のリフォームは、極めて困難であり、老朽化に伴い転居するケースも少なくない状況です。自立した高齢者が町内で暮らしを維持できるように有料老人ホームへの入所、公営住宅への転居に伴う保証人要件の配慮も考えられる時代となっています。

課題・困りの声等	現状(2019年度現在)の姿	5年後(2024年度現在)の姿
①金銭面を考えると少し不安があっても自宅で頑張るしかない。自力での生活維持には限界がある。	⇒各期間においても倒壊の危険がある住宅がある。 ⇒昔ながらの家が多く高齢者が生活するには厳しい環境。 ⇒リフォーム資金が無く、お金も借りられない。 ⇒核家族が問題視されている。	⇒住み慣れた住居で、出来るだけ住み続けられるよう高齢者世帯の住宅改修にも対応できるように生活福祉資金貸付制度の要件を緩和する。 ⇒介護保険制度における住宅改修が効果的に活用されている。
②障がいを持つ子の親は親無きあとの住まいや日常生活を危惧している。	⇒家族等のパートナーがいなくなった後でも地域生活が可能とするための相談機能がまだまだ不足している。	⇒成年後見、未成年後見の早期活用を促しながら、住まいの安心が確保されている。
③グループホーム(ケア付)又は生活支援ハウスなどの機能を有する施設の整備を望むこともある。	⇒共同生活を推進すべきとの声もあるが、特に単身世帯は共同生活が難しい。 ⇒有料老人ホームのニーズも高まっているが、低所得にとっては負担が大きい。	⇒住宅が老朽化し生命の維持に支障をきたすような場合の受け皿として少ない負担で入居できる高齢者ホームの整備が整備又は検討されている。 ⇒既存の入所施設等の空き部屋を活用した住まい提供が実現又は検討されている。
④公営住宅への入所を検討しているが保証人になってもらえる人が見つからない。	⇒町営住宅であれば原則的に保証人は必須要件となっている。 ⇒民間賃貸は不動産情報が入手しづらい。	⇒民法改正により保証人要件が緩和されている。(令和2年4月) ⇒高齢者世帯は優先的に一階に入居できるなどの配慮がある。

実施主体	町(地域整備課・健康福祉課)・ケアハウス・社協・不動産業者等
-------------	--------------------------------

(実施方法)

◇高齢や住まいの老朽化を機に転出するようなケースを増加させないように、住まいの確保は行政のリードと民間福祉の連帯のもと充実させます。

◇既存の高齢者施設の目的転用などの利活用も検討しながら、出来るだけ自立した生活が営める環境をつくります。

◇低所得の世帯に対する資金の貸し付けや町営住宅への優先入居などの配慮を促進させます。

3 魅力的な福祉をつくる・安心できる暮らし

を追求する

地域では住民による自主的な福祉活動が展開されていますが、実施にあたって地域住民の協力をいかに得るか、他団体との連携をいかに図っていくかは難しいものです。

社会福祉協議会は、住民同士をつなぐための交流会や情報交換会の開催、各種団体が横のつながりを広げるためのネットワーク構築や調整などを行います。

<一人ひとりの役割>

- ・ 地域には様々な人がいることを知り福祉への理解を深める。
- ・ 年齢を気にせず、誘い合って様々なイベントに参加する。
- ・ 活動の楽しさや喜び体験、活動の必要性をみんなに伝える。

<地域の役割>

- ・ 役員だけでなく、なるべく多くの住民が参加できる機会を設ける。
- ・ 集会所や集まりやすい場を活用し、世代間交流ができる集いの場をつくる。
- ・ 地域の活動や行事を回覧などで周知する。



問題当事者 (課題対象分類)	住民全般	高齢者全般	要介護・支援	単身・高齢者のみ	介護者・家族
	障害児者全般	知的障がい	身体障がい	精神障がい	その他障がい
	子育て世帯	乳幼児	小・中学生	一人親家族	サロン参加者
	災害被災者	低所得者	生活保護世帯	長期療養者	ひきこもりの人
	介護事業所	集落(地域)	転入者・外国人	企業・商店	ボランティア

強化項目(施策・事業)	13 総合的な相談支援体制の充実
<p>住民が抱える多様な生活課題を受け止め、支援につなげるための相談体制を充実させるために、地域福祉推進委員等によるネットワークや関係機関、民生委員等と社協が連携・連動し、包括的、重層的な相談支援活動を行うとともに、相談援助に携わる職員の能力や専門性を高めていくことも課題のひとつです。どのような困りにも、地域の相談機関がチームとなり一丸となって解決に結びつけていくために部門間の連携体制を強化します。</p>	

課題・困りの声等	現状(2019年度現在)の姿	5年後(2024年度現在)の姿
①困ったことがあっても自らSOSを発信できない、不得意な方が多い。	⇒自分で相談機関にいけない人、困りに気づいていない人に対して寄り添い方の相談支援が目ざされている。 ⇒家族や周囲の方が気づき、つなげるといった動きが地域社会の中で弱まっている。	⇒相談員が地域を巡回するようなシステムが作り出される。(アウトリーチ) ⇒専門機関は、支援終了後も、伴奏型で支援し続けながら、困難を予防できるような関係性を維持する。
②相談機関がわかりづらい。どこに行ったらよいかわからない。たらい回しにされる。	⇒高齢、障がい、子育て、生活困窮等それぞれ相談機関が違っている。 ⇒担当以外は、他の相談窓口や日程がわからない場合が多い。 ⇒病気や障がいのある児童のケースなど福祉と教育の部門で連携が取れていない。 ⇒社協心配ごと相談から専門機関へつなぐことが多い。	⇒相談の入り口としてメール等による予約対応が可能になる。 ⇒ライフステージサポート委員会(仮称)を組織し、住民の相談を丸ごとワンストップで受け止められる体制ができています。 ⇒相談日程が一目でわかるホームページ・チラシがある。
③仕事をしているため平日の時間帯は日程があわない。	⇒全県を対象とした相談会も含めて平日・日中の時間帯の設定が基本的に多い。 ⇒弁護士相談は人気がある。	⇒年に数回夜間の相談日が設定されている。
④障がいがあり外出できないために、出前で相談してほしい。	⇒障がいがある方のための相談ガイドブックもあるが、変わっている制度も多い。 ⇒電話で相談を受ける場合でも、担当者がいないときが多い。	⇒出張相談に対応できる体制ができています。 ⇒日常的な暮らしの相談窓口が身近なところに設置されていること。

実施主体	町(住民課)・司法書士・弁護士・社協・公民館等
<p>(実施方法)</p> <p>◇新たにライフステージサポート委員会(仮称)を町と社協が一体となって組織し、高齢、障がい、児童教育、生活困窮など住民の多様な相談を丸ごとワンストップで受け止められる体制づくりを進め、解決に向けた支援に加え、初期相談、アセスメント、関係機関の連絡調整などの総合機能を持たせます。</p> <p>◇地区公民館等が基盤となって、地域包括支援センターや社協と連携して、課題発見、つなぎなどの窓口的な役割をつくります。また、地域包括支援センターの専門職を増員することにより総合相談支援体制の強化を検討します。</p>	

問題当事者 (課題対象分類)	住民全般	高齢者全般	要介護・支援	単身・高齢者のみ	介護者・家族
	障害児者全般	知的障がい	身体障がい	精神障がい	その他障がい
	子育て世帯	乳幼児	小・中学生	一人親家族	サロン参加者
	災害被災者	低所得者	生活保護世帯	長期療養者	ひきこもりの人
	介護事業所	集落(地域)	転入者・外国人	企業・商店	ボランティア

強化項目(施策・事業)	14 成年後見ニーズへの適切な対応
--------------------	--------------------------

社会福祉協議会における相談内容や家族介護者への支援を通じ、住民や関係機関からの成年後見制度に関する問い合わせが増加しています。近隣では、社会福祉協議会として法人後見に取り組む例も見られている一方、近隣市町が広域的に取り組む構想も出てきています。住民の不利益にならないように、しっかりと対応できる体制づくりを進めていく時期にあります。

課題・困りの声等	現状(2019年度現在)の姿	5年後(2024年度現在)の姿
①施設入居中に保証人(身元引受人)が亡くなってしまったというケースが多い。	⇒長期施設への入所になると、身内との関係が疎遠になっている場合は、実際は施設任せしている。	⇒本人の不利益となることがないよう高齢者だけでなく、障がい者の権利擁護が充実している。
②成年後見制度の内容がわからない、どこに相談したらよいかわからない。	⇒地域包括支援センターや社会福祉協議会で利用支援の相談を行っている。	⇒新たな中核機関の設置及び地域のネットワークが担うべき機能の整備普及が進む。
③親族後見として求められる書類作成が困難。	⇒親族が後見人となるケースもあるが、高齢になると報告書の作成が困難。 ⇒後見人の変更も考えられる。	⇒相談、申し立てから利用中の支援まで、トータル的にサポートしてくれる機関窓口が明確になっている。 ⇒社会福祉協議会などが法人として後見事業を権利擁護に積極的にかかわっている。
④後見人を見つける前に申し立てる人(親族)が見つかせない。手続きが難しい。(事務量が多い、専門家に依頼する場合、申し立て費用がかかる)	⇒飯豊町成年後見制度における町長申し立てに係る制度は存在するが、活用例は少ない。	
⑤障がい者の借金問題、消費者被害が一部では問題になっている。	⇒知的障がい、精神障がいにより騙されやすかったり、ギャンブル依存により債務整理を要するケースも存在する。	⇒各種関係機関が連携し、予防的な支援が整っている。
⑥低所得のため後見人(専門家)に報酬が支払えない。	⇒それらの方々の権利擁護を支援するため近隣自治体では、後見人報酬の費用助成制度をもっている。	⇒本町にもそれらの助成が制度化されていること。

実施主体	社協、町(地域包括支援センター)、ケアマネジャー、弁護士、社会福祉士等
(実施方法)	
<p>◇誰もが人権を尊重し合い、尊厳を持って安心して暮らせるよう、地域包括支援センター及び社会福祉協議会が中心となり、権利擁護事業の推進を図ります。</p> <p>◇置賜定住自立圏「福祉」ワーキンググループによる検討に参画しながら、成年後見制度の利用促進を進めます。</p> <p>◇社会福祉協議会では、弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門家とネットワークを築きながら法人後見を積極的に進めます。</p>	

問題当事者 (課題対象分類)	住民全般	高齢者全般	要介護・支援	単身・高齢者のみ	介護者・家族
	障害児者全般	知的障がい	身体障がい	精神障がい	その他障がい
	子育て世帯	乳幼児	小・中学生	一人親家族	サロン参加者
	災害被災者	低所得者	生活保護世帯	長期療養者	ひきこもりの人
	介護事業所	集落(地域)	転入者・外国人	企業・商店	ボランティア

強化項目(施策・事業)	15 認知症予防の強化及び早期発見
<p>認知症患者の増加が今後も見込まれる中で、認知症の人やその家族を支え、認知症になっても安心して生活ができる地域社会の実現に向け、適切な医療やケアの提供、相談や見守り体制の充実及び認知症に関する理解の普及促進等の総合的な認知症対策を推進することが必要です。本町でも、介護予防推進の重点項目として、認知症サポーター養成等を通し、認知症の理解づくりを進めていますが、今後一層の予防、早期発見が求められています。</p>	

課題・困りの声等	現状(2019年度現在)の姿	5年後(2024年度現在)の姿
①認知症への適切な対応や理解ができていない。	⇒理解がなかったり適切な対応ができなかった為に対策が遅れる場合もある。 ⇒認知症サポーター養成講座はピークが過ぎた感じ。	⇒個々の興味・趣味を大切にするために農園プログラムなど企画のバリエーションを増やすなどの取り組みが施設がにできる。 ⇒認知症を理解し家族を含めサポートする体制づくりが進展している。
②認知症予防の場を提供しても参加してほしい人に参加してもらえない。	⇒町や社会福祉法人等が協力し、通いの場や認知症カフェ等を企画開催している。	⇒町民の理解が進み認知症を家族だけでなく地域で見守る社会になっている。 ⇒認知症カフェなどが、家族と一緒に出向き楽しめる場があること。
③家族が認知症になったとき、家族の協力がなかなか得られない。	⇒介護保険サービスを受けるなどで対応する。 ⇒介護休暇が取れるような職場環境は少ない。	
④徘徊や問題行動が出てくると家族は大変。	⇒地域包括支援センターと警察署等がネットワーク共有を図っている。 ⇒介護施設への入所が基本となっている。	⇒当該世帯に防犯カメラ、緊急アラーム装置の設置ができるように公的支援も含めて検討する。

実施主体	町(健康福祉課)、介護事業所、学校、企業、社協、サロン等
<p>(実施方法)</p> <p>◇認知症について正しく理解し、認知症の方や家族を温かく見守り、支援者となるべく「認知症サポーター養成講座」の普及啓発の目玉として、町内小・中学校の授業等での導入を目指します。</p> <p>◇社協や関係機関は、老人クラブ活動やサロンの講座などを通じて認知症の予防に関する学習の場づくりを行います。</p> <p>◇本人の拒否等から医療や介護のサービスに結びついていない認知症又は認知症の疑いがある高齢者について、早期診断及び、早期治療適切なサービスの安定的利用につなぐ支援を関係機関が連携して行います。</p>	

問題当事者 (課題対象分類)	住民全般	高齢者全般	要介護・支援	単身・高齢者のみ	介護者・家族
	障害児者全般	知的障がい	身体障がい	精神障がい	その他障がい
	子育て世帯	乳幼児	小・中学生	一人親家族	サロン参加者
	災害被災者	低所得者	生活保護世帯	長期療養者	ひきこもりの人
	介護事業所	集落(地域)	転入者・外国人	企業・商店	ボランティア

強化項目(施策・事業)	16 生活困窮者への早期介入
<p>生活困窮者自立支援法の施行により、平成27年4月から自立相談支援機関による相談窓口が町社協に設置されています。来所する人は、健康、障がい、家族関係など多様な複合的な課題を抱えている場合が多く、頼る人もいないため、社会的に孤立しているケースが少なくありません。生活困窮者の支援として、近年アウトリーチによる早期把握、他機関連携による包括的支援が重要と言われており、ひきこもりなどへの介入が大きな課題となっています。</p>	

課題・困りの声等	現状(2019年度現在)の姿	5年後(2024年度現在)の姿
①個人のプライバシーにどこまで触れていいかわからないことがある。	⇒地域の民生委員任せの傾向が強く、個人的にはあまり他者のプライバシーに関わらないように気を遣う風潮がある。	⇒支援が必要な人を地域で特別視するのではなく、地域社会への参加を促しながら、様々な問題が発生した時に早期発見できる体制がある。
②どこに相談したらよいかわからない人がいる。	⇒チラシは社協に備え置き。専門職の間では、生活困窮者支援の窓口が社協にあることは知っている。	⇒チラシを地区回覧や町内店舗備え置き。
③周囲は心配しているが、本人に困っている自覚が無い。また、困窮状態が複雑化した状態で相談につながる場合が多い。	⇒困っていないため、相談に繋がらない。家族や本人に医療や介護の問題が表面化し、はじめて支援機関につながるケースが多い。	⇒早期把握のためのネットワークが強化され、複雑化した状態へ移行するケースが減少する。
④高齢者や障がい者など困窮状態にある方にとって、就労(体験)の場が無いに等しい。	⇒一般就労が長続きしないケースが多発している。 ⇒障がい者雇用、シニア求人も極めて少ない。	⇒就労体験及びトレーニング機関として、社会福祉施設や公的機関の協力体制ができている。 ⇒大規模農家との連携も考えられる。

実施主体	県(置賜総合支庁)、町(健康福祉課)、社協、商工会、教育委員会等
<p>(実施方法)</p> <p>◇地区の様々な集まりの場に出向き、事業を周知するとともに、民児協定例会での事業周知を行います。</p> <p>◇一人一人の事情に応じた就労の場の創設を行うために、町内企業や福祉施設等への事業の周知と就労の場の開拓を前に進めます。</p>	

問題当事者 (課題対象分類)	住民全般	高齢者全般	要介護・支援	単身・高齢者のみ	介護者・家族
	障害児者全般	知的障がい	身体障がい	精神障がい	その他障がい
	子育て世帯	乳幼児	小・中学生	一人親家族	サロン参加者
	災害被災者	低所得者	生活保護世帯	長期療養者	ひきこもりの人
	介護事業所	集落(地域)	転入者・外国人	企業・商店	ボランティア

強化項目(施策・事業)	17 障がいのある方にとって暮らしやすい環境づくりの推進
--------------------	-------------------------------------

「飯豊町障がいのある人もない人も共に安心して暮らせるまちづくり条例」が、平成29年12月に施行され、町の役割、町民及び事業者の役割を明らかにし、障がいを理由とする差別の解消を推進する体制づくりが進められています。障がい当事者だけでなく、その家族等に寄り添いながら、共生社会の実現に向けた施策の充実、合理的な配慮の提供に努めていくことが重要となっています。

課題・困りの声等	現状(2019年度現在)の姿	5年後(2024年度現在)の姿
①障がい者や家族が利用できるサービスや相談窓口などの身近な情報が入らない。	⇒元々制度自体がわかりにくい。相談窓口として町の健康福祉課を紹介するケースが多いが、場所が分かりにくい。(社協に間違ってくる場合も多い)	⇒障がい者が利用できる制度をまとめたガイドブックの更新を行い、障がい者だけでなく、全世帯に配布する。 ⇒バリアフリーマップづくりが関係機関協働により行われ、町内に備え置き。
②精神障がいや発達障がいなどはまだまだ一般の人に理解されていないのでは。	⇒障がいを理解していないために誤った対応をしていることがある。職場や学校でも変わっている人・大変な子と思われがち。 ⇒合理的な配慮についての理解が乏しい。	⇒発達障がいに関する知識の伝達は、小さい子を持つ親に早い段階から行われている。 ⇒環境によって適応できる問題も多いことを周囲が理解できている。
③障がい者の遺族や相続する人がいない。残された家、土地などの処分が困る。	⇒不便な点はあるがとりあえず、本人が動けるうちはそのままの生活になっている。	⇒成年後見制度の利用につながっている。
④在宅で生活していて日中活動の場がない。家族の負担も大きいので積極的に働きかけ少しでも地域で活動できる場が必要。(障がい者の引きこもり防止等)	⇒就労支援事業所に適応できない場合の他の受け皿がなかなか見つからない。 ⇒障がい者雇用枠が少ないこともあるが、中間的就労の場が求められる。	⇒福祉事業所でんでの活動を軸として、障がい者が活躍できる社会が、飯豊町に増えている。 ⇒一般企業での障がい者枠での就労も良いが、障がい者自身の起業を支援する体制があること。
⑤在宅で生活する重度障がい者が利用できるショートステイなどが必要。置賜圏内でも少なく利用が難しい。	⇒人材不足などにより土日の受け入れをストップした事業所もある。 ⇒新たに介護保険と障害福祉サービスを併用して行う共生型サービスが法制化。	⇒介護保険施設での受け入れが制度上可能となっているが、マンパワー不足、人材育成が伴わないという問題をクリアする。
⑥障がいのある人もない人も共に安心して暮らせるまちづくり条例の主旨が理解されているのかが疑問。	⇒町では、普及啓発に取り組んでいるが、まいち浸透しない。(限ったことではない)	⇒誰もが様々な障がいを理解し個性を活かした共生社会が実現されている。

実施主体	障がい者施設、社協、町(健康福祉課)、障がい当事者団体等
-------------	------------------------------

(実施方法)

◇障がい福祉分野で近年、手帳を所持していない障がいのある方、疑われる方に対する支援というものが地域福祉では重要視されています。特に、発達の問題を抱える方々に対して、地域社会や教育現場、職場の理解づくりを進めるところが最優先課題となります。

◇障がいのある方の就労の場、活躍の場づくりについては、都市部から比べると弱いところがあるため、福祉関係機関等が連携し障がい者の収入向上にむけた取り組みについて、まだまだ議論を深めていく必要があります。

◇障がいのある人もない人も共に安心して暮らせるまちづくり条例の普及促進により、共生するための情報発信の方法を提案し合い、差別につながる素因の解消に繋げていくことを大切にしていきます。

問題当事者 (課題対象分類)	住民全般	高齢者全般	要介護・支援	単身・高齢者のみ	介護者・家族
	障害児者全般	知的障がい	身体障がい	精神障がい	その他障がい
	子育て世帯	乳幼児	小・中学生	一人親家族	サロン参加者
	災害被災者	低所得者	生活保護世帯	長期療養者	ひきこもりの人
	介護事業所	集落(地域)	転入者・外国人	企業・商店	ボランティア

強化項目(施策・事業)	18 交通弱者等に対する「移動支援」の充実
<p>高齢者等のくらしの足の確保の問題が全国的に高まっています。本町では、デマンドタクシーが平成17年度より運行開始しており、交通弱者の移動を支えているように思われますが、運行範囲の制限、予約ができない、運行時間や車両が合わないなど利用困難者の声も聞かれ、一方では、住民主体のボランティアによる移動サービスも注目を浴びています。</p>	

課題・困りの声等	現状(2019年度現在)の姿	5年後(2024年度現在)の姿
①デマンド交通の予約が難しい。	⇒電話だけでなく、FAX・WEB予約にも対応している。	⇒単身高齢者、認知症、難聴の方に対し、身近な地域における代行予約ボランティアを確立する。
②身体的な障がいにより一般車両、乗合車両は利用できない。障がい者移動支援事業の拡大を求める。	⇒社協が福祉有償運送事業を行っているが、人的な問題で利用制限中。 ⇒町では福祉タクシー券の交付を行っている(申請必要)	⇒福祉有償運送の運行台数が増える。(公的支援の検討が必要) ⇒障害福祉サービスの一環として提供できる事業所を調整する。
③免許返納するか迷っている。又は、返納後の移動が心配。	⇒免許返納制度の周知(飯豊町/デマンド交通回数券16,000円分進呈) ※レアケースとして、住所が他市町のまま入居されている方は、無料回数券交付の対象外。	⇒免許返納制度の充実を図る。(交通安全施策運動) ⇒市町村間で連携し返納後のサービス共有など高齢者が返納しやすい環境を整備する。
④デマンド交通が運行時間との調整がつかず、待ち時間があるため利用ににくい。(人工透析患者等)土日の運行もお願いしたい。	⇒予約受付時間は午後4時まで。 ⇒利用者の数が少ないため便を増やすことは現実的に難しい。 ⇒タクシーへのつなぎ。 ⇒人工透析患者の通院費用の助成制度(所得要件あり)	⇒住民主体の移送サービスとして身近に運転をお願い出来る仕組みがある。 ⇒移送ボランティアに対する支援が行われる。 ⇒デマンド交通の仕組みが改善される。(ボランティアによる添乗)
⑤デマンド交通が車や免許を持たない方や子育て世代が活用したい時に簡単に使えるようなシステムだとよい。	⇒若い人や母親世代がデマンド交通の存在をあまり知らない。	⇒デマンド交通が、スポーツ少年団や習い事などに通う小中学生が利用しやすいように改良され、自家用車を持たない母親が子どもと一緒に子育て支援センター等の利用ができるように工夫する。 ⇒WEB(インターネット)予約受付が増加し24時間対応可能となる。
⑥デマンド交通は、重要施策として県内でも先行実施した経過あり、経費は増すばかりでも高齢者等のくらしの足を守るために継続してほしい。	⇒問題、課題も多くあるが改善を加えながら運行に努力されている。(評価されている)	⇒町の持ち出し経費は増しても利用者本位の運行が住民と一体となって実施されている。
⑦家族が入院や入所しているため毎日のように病院、施設を往復する方に対する交通費助成を検討してほしい。	⇒デマンド交通は回数券の販売あり(10回分料金で1回分無料券付)	⇒家族介護者支援の一環として、割引制度等の検討が加えられる。

実施主体	社協・ボランティア・町(健康福祉課・住民課)
<p>(実施方法)</p> <p>◇住民主体のボランティア移送の担い手育成については、事例提供を中心に行う。デマンド交通の予約が難しい人、運行エリア外に通院する人などを支える資源として、立ち上げ支援は社協の地域支え合い推進員が行います。</p> <p>◇デマンド交通は、交通弱者対策の「要」として、時代ニーズに沿った改良、改善が必要であり、一人で乗り降りできない人の暮らしの足が確保されない場合は、乗降介助ボランティアの添乗などを検討します。</p> <p>◇本町の交通支援施策の充実に向けて社会福祉協議会と関係機関等が連携し、利用者本位の制度への見直し並びに制度化を町に要望します。</p>	

4

不安や困難を予防する・しあわせを繋ぐ

単独世帯や障がいのある人、生活困窮者などはより関係性が薄いと言われています。地域の中で住民の抱えている課題を早期に発見し、対応していくためには顔が見える関係づくりが大切です。

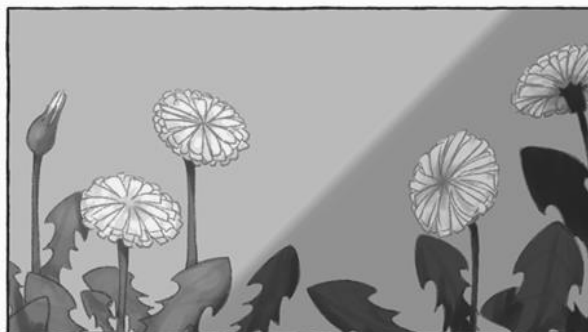
社会福祉協議会は、生活の不安やリスクが高い人たちと日常的につながりながら予防的な支援を続けていきます。

<一人ひとりの役割>

- ・近所の人とは「あいさつ」を欠かさない。
- ・悩み事は、ひとりで悩まず誰かに相談する。
- ・小さいころから色々な世代と交流する。

<地域の役割>

- ・注意が必要なことは、早めにわかりやすく伝える。
- ・冬期間も集まりを作り、外出と交流機会をつくる。



問題当事者 (課題対象分類)	住民全般	高齢者全般	要介護・支援	単身・高齢者のみ	介護者・家族
	障害児者全般	知的障がい	身体障がい	精神障がい	その他障がい
	子育て世帯	乳幼児	小・中学生	一人親家族	サロン参加者
	災害被災者	低所得者	生活保護世帯	長期療養者	ひきこもりの人
	介護事業所	集落(地域)	転入者・外国人	企業・商店	ボランティア

強化項目(施策・事業)	19 地域での孤立を見逃さない仕組み作り
<p>現在、飯豊町では様々な手法での見守り支援が行われています。単身高齢者を対象としたヘルパーの訪問頻度は、月2回(隔週)、訪問の無い週は電話でお元気コールを行っています。日常的な見守りとは言えません。また、特に見守りの対象となっていない場合でも、急変や急病などは誰もが抱える不安です。今後は、地域全体で高齢者や子どもを見守る仕組みが必要であり、隣近所の声掛けや住民同士のつながりを大切に「自発的」かつ「さり気ない」取り組みが求められています。</p>	

課題・困りの声等	現状(2019年度現在)の姿	5年後(2024年度現在)の姿
①一人親家族は隣近所とのつながりが特にない。	⇒コミュニケーションがとれない保護者は社会から孤立していることが多く頼れる人がいない。 ⇒隣近所であっても中々家庭内の事までは声掛けしづらい点がある。また、就労などで情報が入らない。	⇒常に隣近所との声掛けができており親が病気や急な用事が入った時に近所の人が子どもを預かってくれる社会になっている。
②近所づきあいや挨拶が苦手等により孤立している世帯が存在する。何か起きていないか心配。ご近所でも生活の様子がわからない方がいる。	⇒民生委員児童委員等や地域包括支援センター、子育て支援センター、訪問介護員中心の見守り。	⇒ご近所同士でのあいさつがしっかりとできている。 ⇒集落単位で、気になる世帯があったら直ぐに、地域福祉推進委員(部落長等)に連絡が行くようになっていく。
③見守る人の負担が大きい。民生委員頼みの意識が高い。	⇒郵便局や民間業者も巻き込んだ単身高齢者への見守り体制ができている。 ⇒老人クラブなどの団体でも友愛活動として声掛けの活動が定着している。	⇒平日頃の隣近所の関わりがスムーズにできる支援として、地区別に「福祉マップ」の作成などの取り組みがある。 ⇒聴覚が弱いなどの世帯に対し民生委員等が玄関先での安否確認を容易に行うための呼出し装置が設置されている。
④地域で支えるべきですがどこまで介入してよいかわからない。見守りや訪問を嫌がる人への対応が難しい。	⇒若い年代でひきこもり状態になっている方の情報が乏しい。 ⇒専門機関へのつながりが少しずつ行われてきている。(地域包括支援センター、子育て支援室等)	⇒高齢者の孤立だけでなく、若者のひきこもりの問題が少しずつほぐれ始めている。 ⇒若者の居場所サークルの活動ができている。

実施主体	自治会、社協、福祉団体、福祉施設、商工会、民生委員児童委員等
<p>(実施方法)</p> <p>◇町民の見守りに関する意識や近所づきあいの実態を把握することに加え、近隣関係の意識を高めるためのアンケート調査を実施します。結果をもとに、日常的に無理なく取り組める範囲で見守りの意識づけを推進します。</p> <p>◇広報などを活用して、近所づきあいやさりげない見守りの大切さを啓発します。また、ステッカー等の啓発グッズを検討し、協力者や協力団体に配布し活動を可視化します。</p> <p>◇見守り活動によって課題が発見されたり生活の変化に気づいたときに、速やかに相談窓口につながる仕組みを作ります。</p>	

問題当事者 (課題対象分類)	住民全般	高齢者全般	要介護・支援	単身・高齢者のみ	介護者・家族
	障害児者全般	知的障がい	身体障がい	精神障がい	その他障がい
	子育て世帯	乳幼児	小・中学生	一人親家族	サロン参加者
	災害被災者	低所得者	生活保護世帯	長期療養者	ひきこもりの人
	介護事業所	集落(地域)	転入者・外国人	企業・商店	ボランティア

強化項目(施策・事業)	20 虐待の防止と支援体制の確立
<p>児童虐待防止法、高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法等により、市町村は虐待等に対する通報・相談先として位置付けられているため、本町でも各分野での虐待防止ネットワークの強化が図られています。</p> <p>児童、配偶者、障がい児・者、高齢者への虐待のほか家庭内暴力等の問題について地域住民や関係機関と連携し、虐待等の発生の防止、虐待等を受けた方やその家族の適切な保護・支援体制の確立が課題となっています。</p>	

課題・困りの声等	現状(2019年度現在)の姿	5年後(2024年度現在)の姿
①保護者の養育力が低下している事に合わせて地域の中の支援力が低くなっている。	⇒子育ての問題として、思うように子どもが動かないと手をあげてみたり大声を出したりする親が増えている。 ⇒夫婦ケンカも面前DVにあたるため警察等から連絡件数が増えている。	⇒妊娠期から両親が「親」になる事の心構えや役割について理解し楽しんで子育てできる社会。 ⇒健康福祉課、子育て支援室、みらい館等の関係機関が連携し、どの窓口で相談を受けても情報共有し支援する体制ができています。
②児童、障がい児・者、高齢者などすべての虐待は見えない部分である。	⇒プライバシーの問題もあり他人の生活にむやみに介入できない部分がある。 ⇒DVなどは法律の中で、被害者保護の措置はあるものの、噂話などで居場所が分かってしまうことも聞かれる。	⇒平素からの巡回、見守り体制の確立、身内の方が関わる体制がある。 ⇒県内関係機関の連携強化など広域で被虐待者の安全を確保する仕組みがある。
③被虐待者を保護しても虐待者と完全に引き離すのが難しい。		
④「いじめ」の問題は大小問わず聞かれる。	⇒「いじめ」について危機意識が弱いところがある。 ⇒教育現場では防止対策などが強化されている。	⇒いじめ被害を相談できる機関窓口が学校以外にあること。 ⇒自殺防止のための取り組み強化が保健・福祉・医療・教育・労働等関係機関との連携のもとに図られている。
⑤育児や介護のストレスが引き金となることも。当事者は困ってもどこに相談すべきか知らないのが問題。	⇒孤立している保護者(特にひとり親家庭)では相談窓口がわからず困っている人がいた。 ⇒民生委員児童委員としても当該世帯との関わりを築くために訪問するが出逢えない。	⇒孤立を作らないためのネットワークづくりを更に広める。 ⇒電話相談窓口の紹介などが様々な場面で行われている。

実施主体	警察、町(健康福祉課・教育総務課)、民生委員児童委員、人権擁護委員等
------	------------------------------------

(実施方法)	<p>◇町が社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会等と連携し、地域での日常的な見守りや助け合いのネットワークづくりを重層的に進めます。</p> <p>◇地域住民に対して、虐待が見られる場合は、その疑いも含め早期に専門機関に通報する意識づけを行います。</p> <p>◇虐待を引き起こさないために、気軽に相談できる窓口の周知、住民同士の関係づくりを更に進めていきます。</p>
--------	---

問題当事者 (課題対象分類)	住民全般	高齢者全般	要介護・支援	単身・高齢者のみ	介護者・家族
	障害児者全般	知的障がい	身体障がい	精神障がい	その他障がい
	子育て世帯	乳幼児	小・中学生	一人親家族	サロン参加者
	災害被災者	低所得者	生活保護世帯	長期療養者	ひきこもりの人
	介護事業所	集落(地域)	転入者・外国人	企業・商店	ボランティア

強化項目(施策・事業)	21 こども・子育て家庭への福祉的支援の展開
--------------------	-------------------------------

地域の子どもたち、子育て世帯が抱える問題は、外部から見えにくいなど複雑多岐にわたる場合もあります。「貧困」だけでなく、「孤立」などストレスを抱えながら子育てをすることは、子どもの健全な成長に影響を与える場合があります。子どもたちが集まって交流出来たり、高齢者からさまざまな知恵を吸収できる場面づくり、さらには、子どもを中心とした食のサービスなどに期待感が高まっています。

課題・困りの声等	現状(2019年度現在)の姿	5年後(2024年度現在)の姿
① 食事や衛生面で気になる子どもがいる。	⇒朝食を食べて来なかったり、汚れた服を着て登園する子どもが見受けられる。 ⇒保育園等では家庭との連携に力を入れている。	⇒各戸訪問型による育児支援サービスの充実が図られている。 ⇒民生委員児童委員と連携した見守り活動、こども食堂等が展開されている。
② 働くことが優先される社会、違和感を感じる。	⇒仕事の関係上親子の時間がとれない家庭が多い。 ⇒NPOほっとによる預かりサービスが有難い。 ⇒ワークライフバランスの実現が職場づくりのテーマになっている。 ⇒延長保育の取り組みが充実している。	⇒育児休暇制度が抵抗感なく取得できる社会(職場環境)になっている。 ⇒就労だけでなく急な保護者の傷病、入院等のため一時的に預かってくれるところが身近にできている。
③ 子育ての悩みを相談できる場所、仲間がない。	⇒育児サークルとして「キッズワールド」の活動がある。 ⇒こどもみらい館が子育て支援センターに隣接している。	⇒地域の中で子どもから高齢者までが集まれる機会を定期的に設け子どもたちが地域から生きる力を学ぶ場が出来ている。
④ 障がいの疑いがある幼児、児童への適切な関わり方について学ぶ機会がない。	⇒発達の問題は幼少期からの気づきが大切といわれるが気づくのが難しい。 ⇒障がいがある人もない人も合理的配慮について学ぶ機会がない。	⇒関係機関、業種間で連携し、早期に必要な支援がスタートできる体制が築かれている。 ⇒発達の問題、関わり方について周囲の理解を高めること。
⑤ 子どもの健全な育成に不安がある。	⇒子どもの貧困が社会問題になっている。 ⇒地域の方々や高齢者との関わりが少なくなっている。 ⇒核家族化が進展している。	⇒子育てのコミュニティ分野に高齢者をプラスすることにより重層的にプラスに働いている。

実施主体	町(健康福祉課)・学校・社会福祉法人・介護事業所
-------------	--------------------------

(実施方法)

◇保護者の育児ストレスケアや親同士の交流の場として育児サークルの活動を支援しながら、地域におけるネットワークづくりを進めていきます。

◇インターネットやテレビゲームなどの間接体験や疑似体験を制限しながら、人と人との関わり、自然とのふれあい、社会とのつながりを直接体験する場を町やNPO等を中心に実施します。

◇こども食堂の開催について、朝食提供型や多世代交流型などニーズに応じた企画を関係機関がコラボして行います。

問題当事者 (課題対象分類)	住民全般	高齢者全般	要介護・支援	単身・高齢者のみ	介護者・家族
	障害児者全般	知的障がい	身体障がい	精神障がい	その他障がい
	子育て世帯	乳幼児	小・中学生	一人親家族	サロン参加者
	災害被災者	低所得者	生活保護世帯	長期療養者	ひきこもりの人
	介護事業所	集落(地域)	転入者・外国人	企業・商店	ボランティア

強化項目(施策・事業)	22 消費者被害の防止・事故防止の強化
<p>消費生活に関する被害の背景には、行政機関等による様々な注意喚起の情報が高齢者自身に届いていなかったり、悪質事業者が次々と新たな手口で勧誘を行っていることなどが考えられます。悪質商法の被害の当事者が被害に遭っているという認識を有していないケースや、様々な手口により何度も被害に遭ってしまう事案も現に確認されています。交通事故防止をはじめ山菜採りの事故も含め高齢者の暮らしの安心、安全を守る取り組みが重要です。</p>	

課題・困りの声等	現状(2019年度現在)の姿	5年後(2024年度現在)の姿
①詐欺に対し警戒心に欠けている。自分は大丈夫だと過信する人が被害にあっている。(新しい手口を知らない)	⇒消費生活センターの出前講座をサロンなどで活用し学習している。 ⇒自宅に録音機能や被害防止機能を付属した固定電話を設置するなど、警察署でも被害対策、注意喚起を徹底している。	⇒家族、地域全体で悪質業者に対する対策ができています。 ⇒日中一人になる高齢者は留守番電話に設定するなどの意識が高まる。 ⇒悪質電話対策として録音機能を設置するための補助がでる。
②山菜採りに出かけ、帰り道がわからなくなる高齢者がいる。	⇒行政機関などでも注意を呼び掛けている。 ⇒山菜採りなどを楽しむ高齢者は依然として多い。	⇒山に入るときに注意事項を守ることが徹底される。 ⇒山岳事故、山菜採りの遭難がゼロの町を目指す。
③移動困難のため生活機能が低下した状態でも免許返納しない人がいる。	⇒高齢者の交通事故が全国的に多発しており、表面に出にくい物損事故が多い。 ⇒家族の説得に応じないパターンが珍しくない。	⇒住民主体の移動支援が町全体で普及している。 ⇒自分の能力に応じて免許を自主返納できる雰囲気や慣習が強まる。

実施主体	町(商工観光課・住民課)・消費生活センター・老人クラブ、サロン・社協等
<p>(実施方法)</p> <p>◇高齢者サロン、老人クラブ、地域の居場所などでの勉強会を継続して行い、被害の防止、被害の早期発見にむけた取り組みを推進します。</p> <p>◇高齢者ドライバーの事故防止対策として、注意喚起はもとより、住民主体による移動支援のサービス化、ほほえみカーの利便性向上を図り、自主返納しやすい環境をつくれます。</p>	

